

平成28年7月7日

答申第718号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「会計処理上、簿外処理した未収受信料についても請求債権として認識しているはずだが、請求債権から除外する基準、権限等に関する文書がなく、除外された債権金額がいつのまにか消滅しているという極めて杜撰な管理が実施されている」としたうえで、「このような管理実態を監査委員会として把握しながら改善する必要性がないとの結論に至った内容が分かる文書」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書は存在せず開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書が存在しないため開示することができない。

なお、「請求債権から除外された債権金額がいつのまにか消滅しているという杜撰な管理が実施されている」との事実はない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成28年7月7日（第240回審議委員会）

第732号諮問、審議、答申